

扶養控除等について

〔経緯〕

○ 創設（大正 9 年度改正）

所得金額 3,000 円以下の納税者に限り、同居家族中の年齢 18 歳未満及び 60 歳以上の者又は障害者を対象となる扶養者とし、扶養者 1 人につき 100 円ないし 50 円を所得控除する制度として創設。

○ 扶養親族の範囲に配偶者を追加（昭和 15 年度改正）

当時の法案説明によれば「扶養家族多き者の負担を緩和することは、負担の衡平の上から見ても、亦人口政策の見地から考へても、此の際適当なものと認められますので、扶養控除の制度を大いに拡充することとし、扶養家族の控除を認むる範囲を拡張すると共に、扶養家族一人当たりの控除額を著しく増額することと致して居る」とされている。

○ 扶養親族の範囲の拡大（年齢要件の撤廃）（昭和 25 年度改正）

シャープ勧告に基づく改正で、扶養親族の年齢要件が撤廃された。

シャープ勧告では、「現行法では、扶養控除を受ける扶養親族は幾分狭く限定されていて、納税者の配偶者およびかれの親族のうち 60 歳を超えて働けない者又は 19 歳未満の者に限られている。これは成年の世帯員が納税者と生活をともにし、その農場又は事業に労働を提供して生計費を受けているような場合には、かなり困難を生ぜしめる。実際、このような世帯の構成員には全く人的控除が認められていない。納税者から生計費の半額以上を受ける者に対しても、納税者が扶養控除を申請する者の受取る所得を自らの課税所得に合算しなければならないという条件で、扶養控除を認めるべきことを提案する」とされている。

なお、昭和 25 年度改正においては、執行上の観点から、「納税者から生計費の半額以上を受ける者」ではなく「所得金額が 12,000 円未満の者」が対象とされた。

（注）シャープ勧告に基づき、昭和 25 年度改正において、障害者に対しては、扶養控除とは別に新たに障害者控除制度が設けられ、障害者には、扶養控除と障害者控除の両控除を適用することとされた。

（参考）

1. 専従者控除の創設（昭和 27 年度改正）

青色申告者に限り、一定額（5 万円）を限度として、事業専従者に支払った給与は必要経費として控除することとした。

2. 白色申告者の事業専従者控除の創設（昭和 36 年度改正）

白色申告者について、事業専従者があるときに一定額（7 万円）をその申告者の不動産、事業又は山林所得から控除する事業専従者控除が創設された。

（現行：事業専業者が配偶者の場合 86 万円、事業専従者が配偶者以外の親族の場合 50 万円）

3. 青色申告者の事業専従者控除の限度額の撤廃（昭和 42 年度改正）

専従者の受ける給与については、業種、業態、規模等によって差等があるはずであり、画一的な限度を設けることは実情に即さないという批判があったことから、提供される役務の対価として適正な水準のものであれば、その支給する給与の全額を必要経費に算入することとされた。

○配偶者控除制度の創設（昭和 36 年度改正）

配偶者は、1 人目の扶養親族として 7 万円の控除が認められていたが、次のような理由により、扶養控除制度とは別に、基礎控除と同額の控除（9 万円）を認める配偶者控除制度が創設された。

- （イ）夫婦の所得が一体として見られるべきことや、夫の稼得に対して妻が貢献していることからする夫の所得の処分に対する妻の発言権が大きいことを考慮すれば、妻に対する税制上の控除も単に夫に扶養されるものという立場で決められるべきものではなく、所得者たる夫と同額の控除を認めてよいと考えられる。
- （ロ）配偶者控除の創設は、夫婦の一方のみが所得を得ている場合と、双方が共稼ぎで所得を得ている場合との税負担のバランスを改善する上で役立つ。
- （ハ）配偶者控除の創設は、給与所得者を含む多くの納税者に広く減税の利益を及ぼし、専従者控除の拡充により、事業所得者が受ける減税の利益との差を薄める効果を持つ。

○老人扶養控除の創設（昭和 47 年度改正）

老人扶養に伴う有形無形の負担を斟酌する観点から、老人扶養親族（70 歳～）について、一般の扶養控除（14 万円）に代えて 16 万円の控除を認める老人扶養控除が設けられた。

○特定扶養控除の創設（昭和 62 年 12 月改正 元年度から適用開始）

教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担を軽減する観点から、16～22 歳の扶養親族（特定扶養親族）について、一般の扶養控除（35 万円）に代えて 45 万円の控除を認める特定扶養控除が設けられた。